

第2 消防用設備等の工事区分・軽微な工事の範囲

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査等については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

(1) 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は第2-1表の1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、第2-1表の2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第2-2表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。(軽微な工事又は第2-1表の6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。)

イ 政令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

ロ 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（平面図、配管及び配管の系統図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ハ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

(2) 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、第2-1表の1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、消火器具を設置した場合又は第2-1表の2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第2-2表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

イ 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。

ロ 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書、当該工事完了後における当該消防用設備等の設置状況等を記録した画像・写真の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。(当該軽微な工事又は第2-1表の6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。)

ハ 軽微な工事に係る事項については、立入検査等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適性に設置・維持されていることを確認すること。

(3) 運用上の留意事項について

前(1)及び(2)により運用をするにあたっては、次の事項に留意するものとする。

イ 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。

ロ 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

(イ) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、この運用の対象外であること。

(ロ) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、第2-2表に掲げるとおりであるがこれらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士等に対して、事前に相談・協議するよう指導すること。

ハ 維持台帳について

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用を行う場合にあつては、消防用設備等の適切な設置及び維持を担保するため、消防用設備等に係る維持台帳の整備が重要となる。維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態（履歴）を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊（重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。）したものである。

(イ) 消防用設備等着工届出書の写し

(ロ) 消防用設備等設置届出書の写し

(ハ) 消防用設備等試験結果報告書

(ニ) 消防用設備等検査済証

(ホ) 消防用設備等点検結果報告書の写し

(ヘ) 点検票（消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替する場合を含む。）

(ト) 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表

(チ) 消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等のうち維持管理に必要な書類）

(リ) 現場の状況を補足する写真、試験データ等

(ヌ) その他必要な書類（法第4条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等）

第2－1表 消防用設備等に係る工事の区分

1 新設 防火対象物(新築のものを含む)に、従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。	工事に該当
2 増設 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。	
3 移設 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。	
4 取替え 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換することをいう。	
5 改造 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能、性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。	
6 補修 防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能、性能等を有する状態に修復することをいう。	整備に該当
7 撤去 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。	

第2-2表 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 ・2基以下で既設と同種類のものに限る ・加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 ・同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	① ヘッド ・5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 ・加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 ・2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド ・5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 ・同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド ・既設と同種類のもの ・一の選択弁において5個以内 ・加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド ・一の選択弁において2個以内 ② 手動起動装置 ・同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド ・既設と同種類のもの ・1の選択弁において5個以内 ・加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド ・1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 ・同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水措置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） ・既設と同種類のもの ・5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル ・既設と同種類のもの ・5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 ・既設と同種類のもの ・同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 ・既設と同種類のもの ・同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） ・5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル ・5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 ・同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 ・同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 ・放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 ・既設と同種類のもの ・10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 ・既設と同種類のもの ・同一警戒区域内に限る。	①感知器 ・10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 ・同一警戒区域内に限る。	①感知器 ・10個以下 ②受信機、中継器 ・7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 ・既設と同種類のもの ・5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 ・5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。))(救助袋)(緩降機)	該当なし。	①本体・取付金具 ・同一階に限る。 ・設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 ・設置時と同じ施工方法に限る。